

視 察 報 告 概 要

【栃木県宇都宮市】

1 視 察 日 時 平成30年7月12日（木）
午後1時15分 から 午後2時30分 まで

2 視察先及び視察事項

- ・ 視 察 先 栃木県宇都宮市
- ・ 視察事項 隣接校との通学区域弾力化について

3 視察の目的

所沢市では、高齢化の急速な進行や将来的に児童数が減少することが見込まれる学区について、平成18年に統廃合を行い、それまで48校だった小中学校が47校になり現在に至っている。児童・生徒数は、平成17年からほぼ横ばいで推移し、将来的には減少することが予想され、今後は教育環境の整備と学校施設の有効利用が求められるものと考えられる。

宇都宮市においては、平成17年度より、小規模校と大規模校をできるだけ適正規模校に近づけるため、小規模校は隣接する大規模校・適正規模校から、大規模校は隣接する適正規模校・小規模校へ入学できるようにしている。

このことから、委員会としての今後の審査等の参考とするため、視察を行った。

4 視察の概要

塚原副議長から歓迎の挨拶、島田委員長の挨拶の後、担当者から視察事項の説明、質疑応答が行われた。その後、石原副委員長の御礼の挨拶、議場見学を行い、視察を終了した。

(1)経緯

学校規模の適正化に向けた通学区域の見直し実施計画を平成16年2月に策定した。当時、児童数が減少し、子供の数が減ってきている状況だった。規模の小さな学校と規模の大きな学校とそれぞれに課題があり、規模の小さな学校では1学年1学級の学校が発生しており、規模の大きな学校では24ないし36学級を超え、大規模化が進みそうな学校があった。複式学級が発生している学校が2

校あり、規模の小さな学校への対応が必要である一方で、都市化が進み、人口が多い学区では学級数が増えていたことなどによる。

(2) 基本的な考え方

小中学校の学級数の適正規模を定めている。国の基準では小中学校の適正規模はおおむね18から24学級と定めているが、宇都宮市では当時1学年1学級という学校が相当数あり、18学級を基準とすると対応が難しいため、12から24学級を適正規模と定めた。6から11学級の学校を小規模校、25学級以上の学校を大規模校と定義し、小規模校と大規模校の対応をすることとした。当時の栃木県内で1学級の編成基準は40人学級で、中学校1年生においては35人学級だったが、現在は小学校4年生までが35人学級で、中学校は3学年とも35人学級である。児童数はおおむね変わらないが、学級数は当時よりふえていて、若干状況が変わっているが、適正規模については変わっていない。

適正規模化の方法は通学区域の変更、通学区域弾力化、小規模特認校、統廃合の4つがある。小規模特認校とは複式学級となった2校については隣接する小学校も小規模校であったことから、通学区域変更や通学区域弾力化を行っても、子どもの数がふえていく可能性が非常に低いため、市内全域から通うことのできる制度である。

(3) 方針

隣接校との通学区域弾力化については、区域の変更が難しい場所を対象とした。通学区域変更にはコミュニティや通学路の問題がある。通学区域変更が難しい小規模校については、隣接する大規模校の通学区域を弾力化し、通学区域を越えての登校を認めた。通学区域変更が難しい大規模校に関しても同様に隣接する適正規模校へ登校できることとした。

(4) 具体的な取り組み

対象校は、平成17年度以降、5年間継続して適正規模の範囲外と見込まれる学校とした。対象となる児童生徒は、平成17年度以降の新入生及び在校生とした。実施においては、相手校の適正規模や収容能力に考慮した。通学区域弾力化により入学した児童は、中学校に進学する際、希望により居住地の中学校と変更した小学校区の中学校いずれかを選択できることとした。通学区域弾力化による

入学は隣接する学校でなければならない。通学距離を小学校は4 km以内、中学校は6 km以内としているため対象校は隣接する学校に限られる。平成30年度の入学申請は平成29年10月2日から平成30年1月15日まで受け付けた。募集人数に定めてはないが、各学校の教室数によって人数を定めている。各学校の毎年の入学手続きで児童生徒の人数が決まるので、それに応じて判断している。通学は保護者の責任とし、通学区域弾力化により通学区域外から通学する場合は通学区域内の通学班に入ったり、保護者が付き添いをしたりしている。昨年度の対象校は実施計画のものとは違っている。実施から14年が経過し、小規模校から適正規模校になった学校、新たに大規模校になった学校があるので、随時見直している。

(5) その他

入学者募集用のチラシの費用が掛かるが、予算は特には計上していない。

平成28年度の利用者は小学生0名、平成29年度の利用者は小学生3名、中学生2名で、近年ほとんど使われていない。平成28年度、中学生の利用者は33名だったが、保護者が行かせたい学校があるという特殊な状況だった。翌年、通学区域弾力化の対象となっていた学校が適正規模校となり、対象外となったので中学生の利用者は2名となった。近年はおおむね1桁の利用者数である。利用者数が少ないため、市民や児童生徒の反応については把握しきれない。

一部特殊な事例で適正規模校となったことがあるが、通学区域弾力化によって小規模校、大規模校が解消されるには至っていない。

5 質疑応答

質疑 当初の見込みはいかがか。

応答 計画をつくった時の一番の課題は複式学級への対応でした。それだけでなく小規模校、大規模校もあわせて対応するものでした。通学区域弾力化だけで適正規模化が図れるという目標は持っていませんでした。

質疑 統廃合も同時に検討したのか。

応答 複式学級になってから統廃合を検討するという判断がありまして、当時複式学級となっていました2校につきましては小規模特認校とし、児童数がふえなければ5年を目途に統廃合することとしていました。

質疑 全体の児童数がふえているが、複式学級があった学校の児童数もふえたのか。

開発が進んでいるのか。

応答 市町合併により、その分の児童数がふえています。その分を除きますと、ほぼ横ばいです。複式学級となっていた学校は小規模特認校とし、複式学級は解消されましたが、通学区域内の児童だけですと、複式学級となる規模でございます。平石中央小学校は来年度から複式学級となる見込みです。国本西小学校も5年後には複式学級となりそうな見込みです。当時から複式学級が懸念されていた小規模校については現時点でも児童数がふえていない状況です。清原中央小学校については当時からおおよそ倍増していますが、これは大規模な住宅開発によるものです。このままだと1,000人を超えて35人学級を超えてしまうので平成33年4月を目途に分離させ、新設校を建設しています。

質疑 クラスでレッテルを貼られ、学校に行きづらく他の学校への通学が許可される場合があるが、この制度は大規模校の保護者で小規模校へ行かせようとする人に来てほしいということなのか。教育委員会で働きかけはしているか。

応答 学校の選択は保護者の判断なので、教育委員会は制度の案内をしています。利用者の意見ですと、大規模の学校だとなじめないのではないのか、小規模校で子供を育てたいという意向の方が通学区域弾力化を利用して、大規模校から小規模校へ移っているということがあります。大規模校、適正規模校から小規模校に来てくださいという実態はございません。適正規模校からの通学区域弾力化の利用は15年間で10人未満で、適正規模校から移ることは少なく、大規模校から移るケースが多いです。

質疑 適正規模に至らなかった理由はどう考えているか。

応答 学区内でコミュニティを形成しているので、友達と同じ学校に行くというのが第一義と思われれます。保護者としても、我々としても通学の負担ということもございます。通学区域内の学校であれば近所で通学班をつくって、通学できますが、通学区域を越えると隣のコミュニティの中の通学班に入れてほしいとお願いしたり、付き添いをしなければならない負担があると思います。

質疑 小学校区単位でコミュニティが形成されていると思うが、それを越えて通学するのは難しいということか。

応答 小学校の学区単位でコミュニティが形成されているので、通学区域の変更に関してもコミュニティの範囲に配慮しました。通学区域弾力化の制度があってもコミュニティを越えて、別の学校に行くのは難しいのかと思われれます。

質疑 大規模校へ通いたいというニーズはあると思うか。

応答 個人的に聞いた話ですが、小規模校を嫌がる保護者もいます。その場合この制度が使えないので、転居されます。そうしたニーズもあります。

質疑 1 学年 1 学級の場合、いじめの対応はいかがか。

応答 基本的に学校内で対応します。いじめを理由に学校を変える制度もございません。

質疑 中高一貫校はあるか。

応答 県立の中高一貫校があります。

質疑 市でつくる予定はないか。

応答 地域学校園という制度があります。小学校、中学校は別ですが中学校 1 年生と小学校 6 年生のギャップを埋めるために相互の乗り入れ授業を行うなどの取り組みをしています。小中一貫校というのはございません。

質疑 いずれは学校をまとめたのか。

応答 可能な限り全ての学校を残すよう取り組んでいます。小規模校が隣にある大規模校では移ってもらうよう取り組んでいます。教育委員会だけでできることではないですが、特に農村地域にあります小学校は江戸時代や明治時代からのコミュニティの中心なので、改めて開発ができるような制度の見直しを今年度行い、児童数をふやす取り組みのもと、極力学校を残すようにしています。

質疑 宇都宮駅周辺の児童生徒数が 1 番多いのか。

応答 1 番多いのは清原中央小学校です。この地域は市街から少し東に離れた工業団地に隣接する住宅地です。駅周辺より、駅から円心状に少し離れたところが多い傾向があります。市役所も駅から離れていますが、さらに南に離れたところや駅から 3 k m ほど離れたところが多いです。

質疑 社会科のカリキュラムで地域の学習があるが、通学区域を越えての通学者に配慮しているか。それに関して通学区域弾力化を導入する際に教員で議論はあったか。

応答 隣接校での弾力化なので、コミュニティが違うとはいっても、まちなかの暮らしは大きく変わらない部分も多いので、カリキュラムでの問題は特に聞いていません。弾力化の利用者というよりも転居を理由に違う学区から通う子どもが相当数いるので、教員は分け隔てなく接しています。

質疑 通学距離を小学校で 4 k m、中学校で 6 k m とすると、かなり限定されると

思うがいかがか。

応答 特に農村部ですと居住エリアが離れていますので、なかなか難しいです。

質疑 コミュニティがあり、通学距離の限定があると、制限が厳しくて適正規模に解消されないと思うがいかがか。

応答 計画をつくったときに、居住の学区の学校に通うことを前提としていたので、弾力化して通学区域外から通う場合も極力自分の足で通える距離としていたので通学距離も限定しました。

質疑 究極の選択肢として統廃合があると思うが、基本的には今ある学校は残すとすると、現実的には限界があると思う。街づくり自体を大きく見直すこともあったが、人口がふえない中で立地適正化計画をつくって、人口を分散することも難しいと思うがいかがか。

応答 弾力化よりも小規模特認校に力を入れている実情です。1学年1学級の状況は現状のままとして、複式学級になった時に、その学校を残す手立てをすることに力を入れています。複式学級になり、小規模特認校となれば学区は全く関係なく市内全域から通うことができるという制度にしています。小規模特認校では保護者が車で送迎することを可能としています。今ある2校で、1番遠い方ですと15kmくらいを車で通っています。迎えの時間も遅くなりますので、学校の中で預かれる体制になっています。

質疑 小規模特認校に通う理由は何か。

応答 小規模特認校に特別なカリキュラムを設けています。平成16年に制度をつくり、その時の小規模特認校2校については、当時小学校での英語教育はなかったのですが、先行導入しました。AETを常駐させたり、書道の授業を書家が教えてくれるとか、音楽の授業に琴の先生が来て、教えてくれたりとかして、その学校に行くメリットをつくって、特色のある学校に子どもを通わせたいという保護者を集めました。

質疑 英語教育をしっかり受けたい子どもに、親がこの学校に通ったらどうかと勧めることになるのか。

応答 本人は新1年生でわからないまま、保護者が通わせるような形ですが、将来、人に教えることがあれば教えたいという子になります。特色のある学校にすることで、人が集まるようにしています。

質疑 小学校と中学校が隣り合っているところはあるか。

応答 ございます。

質疑 そうしたところは小中一貫がやりやすい。そのことについてはいかがか。

応答 市内に小学校が68校、中学校が25校ございますので、1つの中学校に2校ないし3校の小学校から入学します。一対一で小中一貫としますと、残りの2校は中学校からとなってしまうので、やるのであれば小学校を統合する必要があり、難しいと考えます。

質疑 弾力化の利用者の感想はいかがか。

応答 感想はうかがっておりません。

質疑 小規模特認校の利用者の特色ある学校についての感想はいかがか。

応答 通わせてよかったという感想をいただいています。通学区域外から小規模特認校に通う際には、できるだけそのコミュニティに溶け込んでくださいとお願いしています。子どもを通わせるだけでなく、保護者も地域の人と一緒にあって、例えば地域の祭りの運営をしたりして、保護者もその地域が好きになっていくということがあります。卒業まで通わせた保護者は大体よかったとおっしゃっています。

質疑 統廃合をしないで教育にお金を使う宇都宮市の考え方は、これからの子どもたちを大事にしたいということがよく見えていて、だから住みやすい街に選ばれると思うがいかがか。

応答 小さな学校については、この学校があってこそ我々の地域だという意識が強い地域の方が多くいらっしゃいます。小規模特認校として2校につきましても学校行事や学校を会場として地域の活動をしていこうとする意向がとても強いです。城山西小学校は山間部にあり、校庭の真ん中の枝垂れ桜を地域全体で守り、ひいては学校を守るという運動をしている方が学校を盛り立てています。我々もそうした地域の強い気持ちがあれば応えていかなければならないと思っています。また、保護者と教員だけでなく、地域の方にも学校の取り組みに参加していただく「魅力ある学校づくり地域協議会」もございます。平成16年に小規模特認校が2校できた時に、この協議会を立ち上げて、それを全市に広げていったものです。学校のイベントなどに積極的に参加してもらい、そうした力で学校が守られているのかなと思います。

質疑 統廃合をした方がよいと言う議員はいないか。

応答 児童数が減る見込みはありますので、心配している議員もいます。5年先か10年先かという議論もございますし、20年先を見越して今から準備した方がよいという意見もございます。だからといって、今すぐに統廃合すべき

だという意見はございません。

質疑 建物の老朽化についてはいかがか。

応答 今年度来年度で長寿命化計画を策定しようとしています。最長築80年の建物を残せるような大規模改修をする予定がございます。学校の立地、子どもの数によっては変更の可能性もあります。

質疑 小規模特認校の長寿命化の費用対効果に関して、複合化もありえるのか。

応答 複合化ができる場所でもないので、小規模特認校については経過を見ながらということになります。現時点で120人の子どもがいますし、1学年1学級の規模があれば国、県から教員の費用はいただけます。建替えも20年は手を入れなくても大丈夫な状態で、耐震化工事も終わっています。

質疑 計画をつくってから時間が経っているが今後はどのような計画か。

応答 これから先20年を見据えた計画や方針を考えなければならない時期だと思っています。すべての学校を残す前提で、現時点での方針では既存の計画で十分対応できると思います。複式学級になった時には小規模特認校とし、全市から子どもを集めて学校を存続させるようこの計画のとおり進めます。

質疑 資料のとおり、小学校数は59校から68校に、中学校数は21校から25校にふやしたのか。

応答 平成19年に市町合併をして、旧町の分増えています。純増はありません。平成33年度にもう1校小学校がふえます。

質疑 それは開発されて人口がふえた地区か。

応答 そのとおりです。年間で地区人口が1,000人以上増えた地区がございます。

質疑 泉が丘小学校の現在の児童数は幾らか。

応答 約800人です。

質疑 10年くらい経って、今の子どもたちが卒業して、新しい子どもたちが入らなくなる。そうすると複合化の議論はないのか。

応答 この5年で県が学級編成を大きく見直しています。国の基準だと小学校1年生は35人学級ですが、それを4年前に小学校3年生までに拡充しています。ことしの4月から4年生まで拡充しました。当市ではそれまで教室数に余裕がない学校が多く、学級編成がかわり、教室数をふやさなくてはならない中で、児童が減ったおかげで新しく建てなくて済んだということがあり、当面は大丈夫かと思っています。

質疑 トイレの改修はしているか。

応答 現在行っていまして、全ての学校の全ての便器の洋式化を目指して、約4割終わっています。

質疑 教育長は市の出身か。

応答 元教員です。

質疑 幾つぐらいか。

応答 60代後半です。

6 所感

所沢市でも、所沢地区や新所沢地区の大規模小中学校と、旧村部の小規模小中学校が存在し、1学年1クラスという学校も存在し、学校規模の適正化の観点から課題がある。

また、1学年1クラスや2クラスでは、いじめが起きた際にクラス替えによる対応が難しいという指摘もある。今回、そうした課題から宇都宮市の取り組みを視察した。

現状では、宇都宮市では毎年1桁の利用しかなく、また農村部のコミュニティの中心に学校があることから、統廃合は検討していないということだった。所沢市とは状況が異なる部分が多く、宇都宮市と同じシステムを導入することは困難と感じたが、通学区の弾力化という発想は、当市においても有効な手段であると認識した。

今後、さらなる研究を進めていきたい。

【宮城県仙台市】

- 1 視察日時 平成30年7月13日（金）
午前9時50分 から 午前11時20分 まで
- 2 視察先及び視察事項
 - ・視察先 宮城県仙台市
 - ・視察事項 PFI手法による学校給食センター整備事業について

3 視察の目的

所沢市では、昭和50年代に建設した学校給食センターの老朽化に伴う再整備を喫緊の課題と捉えており、新たな給食センター建設に向け、平成29年度に再整備手法調査を行った。

仙台市においては、現在ある5つの学校給食センターのうち、3カ所の学校給食センターをPFI手法によって整備し、老朽化した学校給食センターを統合している。また、いずれの施設にもアレルギー対応調理室が配置されている。

このことから、委員会としての今後の審査等の参考とするため、視察を行った。

4 視察の概要

仙台市議会事務局長からの歓迎の挨拶、島田委員長の挨拶の後、担当者から視察事項の説明、質疑応答が行われた。その後、石原副委員長の御礼の挨拶、議場見学を行い、視察を終了した。

(1) 概要

仙台市では単独調理場方式が83校、親子方式が2校、5カ所の学校給食センターによる共同調理場方式が中学校を中心に103校、それぞれにより児童生徒およそ7万8,000人に学校給食を提供している。

以前から食物アレルギーをもつ児童生徒に対して対応食の提供を行っていたが、PFI事業手法による給食センターを皮切りに、共同調理場でもアレルギー対応を行うようになった。年々、アレルギー対応が必要な児童生徒がふえており、民間のノウハウはもとより、市の栄養士との連携のもとで対応している。

(2) PFI方式による学校給食センター整備について

仙台市では、B O T (Build-Operate-Transfer) 方式を採用し、事業者による建物の設計・建設、その所有権は事業者のままに管理・運営を行い、事業期間終了後に市に施設を譲渡される。

学校給食センターにおいても、民間事業者に対し、15年の運営期間中、自らが施設を所有し続けることを前提に、施設の設計・建設、厨房備品の調達や修繕を含め、安全で効率的な調理運営を行うことを要請し、市はそうした要求を満たす施設や施設の維持管理運営体制から一体的に生み出される「良質な学校給食の提供サービス」を購入する、という考えが基本となっている。

事業者が施設を所有することによって、責任の所在の有無に関しての疑義等が生じにくく、また、責任の所在が明確になる結果、事業者側の創意工夫やインセンティブが働くと考えられる。例えば、東日本大震災で全ての学校給食センターが被災したとき、P F Iによるセンターは5月中に復旧し、比較的速やかな再開ができた。震災後の混乱や全国的な物資不足・人手不足のなか、P F I事業者のコネクションによって必要な手配が速やかに行われたのが要因だった。また、アレルギー対応食のニーズがふえ、調理室が手狭になってきたときも、事業者自らが施設の拡充を行った。

事業に係る15年分の費用については、下記のとおり。

	野村給食センター	高砂給食センター	南吉成給食センター
総事業費(税込)	9,929,001千円	10,455,644千円	11,466,649千円
うち施設整備費	2,710,000千円	2,899,966千円	3,475,887千円
V F M (落札時)	7.97%	7.23%	16.21%
	590,966千円	562,327千円	1,934,834千円

(3) 食物アレルギー対応について

食物アレルギーへの対応は単独調理校でしか行われていなかったが、平成20年4月の野村学校給食センターを皮切りに、P F Iセンターの整備と合わせて順次拡充し、平成28年10月には市内すべての小中学校でアレルギー対応食の提供が可能となった。

食物アレルギーを有する児童生徒への学校の対応の指針について、「食物アレルギー対応の手引」を策定している。対応食提供の実施に当たっては、事前に保護者と個別面談を行う。そのうえで、申請書や医師の診断書等の提出のもと、対応食の提供を決定する。

対応食の調理はアレルギー対応食専用調理室で行い、配食・搬送は食器も含め専用の個別容器を使用する。仙台市では27品目に対応したアレルギー対応食をつくっている。

喫食後は専用容器に戻し、洗浄についても基準食とは別に行い、アレルギーの原因となる食品を持ち込まないようにしている。

(4) 搬送方法、残食低減の工夫について

配送については、食器と食缶を別便にて行っている。先に食器を配送し、次に調理した給食を保温食缶に配食し、配送する。食中毒防止の観点から、調理が終わってから2時間以内に給食できるようにしている。

残食低減の工夫については、仙台市では「食に関する市道の手引」を策定しており、これに基づき、学校ごとに食に関する指導計画を作成し、指導の充実を行っている。また、各給食センターでは、学校訪問や献立に関する資料提供を行っている。

(5) 今後の展開について

新しい給食センターが整備される一方、80校の単独調理校、早いうちに整備した給食センターの老朽化が進んでいる。今後、大規模改修や長寿命化の対応、建て替えなどを考えていかなければならない。その際の学校給食センターからの代替提供能力の確保について、今後検討していかなければならない。また、単独調理校は全て市の直営であるが、給食調理に携わる職員の不足への対応など、ハード・ソフト両面から、今後の給食提供体制のあり方について、改めて整理検討することが課題であると捉えている。

5 質疑応答

質疑 単独調理校のうち、LPガスを使っている学校はどれぐらいか。

応答 中心部から離れた学校のうち、10数校です。

質疑 LPガスのほうが災害に強いが、そういったことは考慮しているか。

応答 確かに災害には強いのですが、全ての流通がしっかり機能しないと調理ができません。また、宮城県沖地震の際にガス管などのインフラは既に整備しておりますので、LPガスを配備する議論は今までにありません。

質疑 食物アレルギー用の印が発端でいじめが起きたことはあるか。

応答 「食に関する指導の手引」が全ての担任に配られており、アレルギーを持っている仲間を配慮するための教育に取り組んでおります。友達がアレルギーをもっていることを理解したうえで間違いがないような対応をしていこうと、栄養士をはじめ、学校で呼びかけながら教育をしておりますので、いじめの原因とはなっておりません。

質疑 P F I の構成企業は3センターとも同じか。

応答 構成企業等については、後日資料をお送りします。

質疑 B O T 方式をとった場合、公の関わりはどの程度あるのか。

応答 献立作成と食材物資の調達は市側の業務として残ります。給食センターの中には、所長、栄養士、発注・検収のための事務職員など合わせて7、8人の市の職員が常駐しています。そして、事業者と最低でも週1回は献立会議を行っています。また、健康教育課のほうでも年に数回、建物の維持管理と給食の運営について支障がないか、モニタリングを実施しています。これらの部分については、B O T、B T O、委託であっても、学校給食を行う立場ではどこも変わらないと思います。

質疑 南吉成のV F Mがとびぬけて高いのはなぜか。

応答 コンサル会社からは、公共と民間とで同じ建物を整備したときに、建設物価の高騰により公の積算が高くなっており、実績との差額が大きく出たのではないかと報告を受けております。

質疑 単独調理校が老朽化したときにはどのような手立てをとるのか。

応答 今のところ、単独調理校を建てかえるときは単独調理、センター方式の学校を建てかえるときはセンター方式という方針をとっています。昭和50年代に建設した学校の老朽化が進んでいますが、給食センターの余力もそれほどありませんので、調整しながら建てかえ計画をつくる必要があります。また、古くなった給食センターについても、まとまった修繕は夏休みなどの長期休暇中に実施する必要があり、あわせて本格的に検討しなくてはならないと考えています。

質疑 B O T 方式の場合、市職員事務室は事業所から借りているのか。

応答 所有権は事業者にあります。部屋を用意することについては初めから要求水準書に含めています。

質疑 民間企業として、食育関係への給食センターの関わりはあるか。

応答 いろいろご協力いただいています。例えば、学校訪問に大きなしゃもじを持つ

て同行していただいたりしています。要求水準書に独自提案の項がありますが、いろいろな提案が盛り込まれておりますので、それをきちんと実施していただくという仕組みになっております。

質疑 アレルギーの改善についての取り組みはしているのか。

応答 保護者と栄養士とで定期的に面談を行い、子供の成長に合わせた状況や、保護者の意向により、提供内容を変更しています。個々の状況に気を配りながらの対応をしています。

質疑 「食」について給食の今後のあり方について検討したことはあるか。

応答 「食べる」ということが重要なことなのだ、ということで、給食だけでなく保健や体育の面からも「健やかな体の育成プラン」を掲げております。食に関する指導の面では、例えば、仙台でも空襲を受けたことから、すいとんを献立に取り入れ栄養士が戦時中の話をしたり、季節のエピソードを紹介しながらのメニューを提供したり、学校給食が生きた教育材料としての役割を果たしているのではないかと思います。

質疑 「弁当の日」などの取り組みはあるか。

応答 単独調理校のなかでは食育の一環として、自分たちで考えたお弁当の中身を、実際につくって持ってくるという取り組みをしたことはございます。一律での弁当の日はありません。

質疑 給食無償化の考えはあるか。

応答 今のところ、無償化は考えておりません。

質疑 給食費について、現場の負担になると考えるか。

応答 給食費に未納があると学校で対応しなければなりません。また、集金した給食費、食材購入費などが市の予算・決算に表れないという部分が包括外部監査でも指摘されておりました。仙台市では来年度から公会計化に踏み切るのでございます。

質疑 VFMについて、計画時より実績のほうが結果的に高くなったのか。

応答 野村センター、高砂センターについては計画上は3パーセントでしたが、南吉成センターは、資金調達の仕方を従来とは違う方法を採用しました。震災復興やオリンピック需要の関係で、従前の指標を使うと実勢を示さないのではないかと、という話があり、指標を入れ替えました。入札の結果、予定価格よりずいぶん低く落札されたものでございます。

質疑 PFIによって一番大きな効果が出たものは何か。

応答 建物です。市直営で建てたものと同等の規模で10億円ぐらい違います。ただし、BOT方式なのでオペレーションや維持管理の部分は事業者側のリスクを考えて計算しているため、BTOより高くなっているかもしれません。また、BOTでは事業者が自ら提案したものの水準を守るため、事業者側で主体的に対応します。BTOになると、施設を市が所有するため、その都度協議が必要になります。不測の事態が起きたときの責任割合などの問題は出てくると思われます。

質疑 残食率低減について、具体的な取組み内容を伺いたい。

応答 栄養士だけでなく、学校をあげて残食を減らす取り組みをしています。給食の意義だとか、地元農家の野菜を使ったものだから食べてみようとか、細かい声掛けがあって少しずつ効果が出ているのかと思います。米飯については個別容器で配膳するため量の調節できず、中学女子においては残す傾向があります。

質疑 単独調理校とセンター給食との間に、味の違いはあるか。

応答 出来立てはセンターも単独調理校と遜色ありません。食缶や配送に工夫していますが、やはり給食までに時間がかかってしまいます。また、自校調理の栄養士が毎日学校で声掛けをしている効果は大きいと感じます。

質疑 野村給食センターはあと5年ぐらいで15年経ち、PFIの期間満了とセンターの所有権が市へ移転するが、その後の運営はどのように考えているか。

応答 多分委託になると思います。委託の方法を考えていく余地があるかと思えます。これから検討しなければならないと考えています。

質疑 PFI期間中、固定資産税は免除されるのか。

応答 課税標準の特例を受けます。免除ではありません。

6 所感

当市でも第3学校給食センターの老朽化が進み、PFIによる建て替えの計画が進んでいる。仙台市では、5つの給食センターのうち3カ所でPFIが導入されており、直営に比べコストが低く、アレルギー対応も充実していることなどから視察を行った。

また、東日本大震災の際も、民間のノウハウを活かすことで早期の復旧が叶うなど評価すべき点が多かった。

自校給食を行なっている学校に比べると、給食の保温性やそれに伴う味の変化に

若干の差が見られるようだったが、残食率は年々低下しているとのことだった。

今後当市においても、P F Iを活用した給食センターの再整備事業が行われるわけだが、当委員会としても仙台市の事例を参考にし、今後に活かしていきたい。